

令和 2 年度

第2回 第一農地部会定例会議事録

令和2年5月29日（金）

ユートピアくびき希望館2階 第3会議室

令和2年度第2回第一農地部会定例会議事録

日 時 令和2年5月29日（金）午後3時30分
場 所 ユートピアくびき希望館2階 第3会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

3番	佐藤 清繁	4番	吉村 清正	6番	古川 政繁
7番	篠宮 英樹	8番	竹内 浩行	11番	金子 昭榮
12番	上原 孝	13番	五十嵐 彰	14番	清水 強
15番	牧繪 雄一郎	16番	折笠 正勝	23番	久保埜 徳雄

(2) 農地利用最適化推進委員

森橋 孝一	加藤 俊彦	高島 信雄	倉石 洋一	藤井 敏行
笠原 行夫	中嶋 栄司	平野 宏一	齊藤 啓治	白滝 光彦
清水 増彦	小林 正義	高宮 文男	松本 香	

2 欠席委員

(1) 農業委員 なし

(2) 農地利用最適化推進委員

高島 真一 小林 政秋 綿貫 一成

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	坂井 晃
	次長	松縄 浩一
	係長	久保埜 修
中郷区駐在室	主任	相葉 博昭
板倉区駐在室	副主任	上原 敏明
清里区駐在室	副主任	近藤 宏一
名立区駐在室	班長	山邊 稔

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

3番 佐藤 清繁 12番 上原 孝

(2) 議事

(合併前の上越市)

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

(中郷区)

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(板倉区)

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

(清里区)

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

(名立区)

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

5 会 議

議 長	議長（部会長）あいさつ後、部会を開会 これより第2回第一農地部会を開催します。
議 長	<資格審査> はじめに本日の出席状況ですが、第一農地部会委員数12名、全員が出席していますので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立します。 また、農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第一農地部会の農地利用最適化推進委員数17名で出席14名、欠席3名です。
議 長	<議事録署名委員の指名> 次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名します。 議席番号3番 佐藤 清繁 委員、議席番号12番 上原 孝 委員の両名を指名します。 議事に入る前に、議事録署名委員の発声で、上越市農業委員会憲章の唱和をお願いします。 (上越市農業委員会憲章の唱和)
議 長	それでは、議案の審議に入ります。 (合併前の上越市分の議案)
議 長	<議案第1号「農地法第3条許可申請について」> 議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号28番から31番までの4件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 久保 埜	議案第1号「農地法第3条許可申請について」、説明します。1頁、番号28番から31番までの4件です。 番号28番は、譲受人が相手方の要望のために当該農地を贈与により譲り受けるものです。 29番と31番は、当該地の隣接地を現在耕作している譲受人が、規模拡大のために当該地を求めるものです。 30番は譲渡人の労力不足により、近隣で耕作を行う譲受人が賃借権の設定により借り受けるものです。

これらの案件につきましては、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号28番から31番までの4件を原案のとおり許可したいと思いますと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。議案第1号の4件を許可することに決定します。

<議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」>

議長

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号12番の1件を上程します。

事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

2頁、議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号12番の1件です。

大字富岡地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものです。3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は、家族と市内のアパートに居住しておりますが、子供の成長に伴い、手狭になったことから申請農地を取得し、住宅を建築するものです。

申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりがない農地であるため、農地区分は第2種に該当します。

土地利用計画は、住宅1棟で、建ぺい率は19.85%となります。また、工期は許可日から10月31日までです。

都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号12番の1件を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。議案第2号の1件を許可することに決定します。

<議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議 長

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内14件、3年超6年以内4件、6年超10年以内9件、10年超3件で合計30件、利用権移転なし、所有権移転7件です。それでは、上程します。

はじめに利用権設定、期間3年以内、番号560番から573番までのまでの14件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、説明します。

6頁と7頁の番号560番から573番までの14件で、再設定11件、新規3件です。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、利用権設定、期間3年超6年以内、番号574番から577番までの4件の内、佐藤委員関連の番号575番と576番を除く2件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

8頁、佐藤委員関連の番号575番と576番の2件を除く2件で再設定2件です。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、佐藤委員関連の番号 575 番と 576 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。

議案に関連いたします佐藤委員は退席をお願いします。

(事務局)
久保 埜

佐藤委員関連は 8 頁、番号 575 番と 576 番の 2 件で新規と再設定となります。これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、佐藤委員関連の番号 575 番と 576 番の 2 件を決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、佐藤委員の退席を解除します。

佐藤委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせしておきます。

続きまして、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 578 番から 586 番までの 9 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保 埜

9 頁、578 番から 10 頁、586 番までの 9 件で再設定 5 件、新規 4 件です。

この内、番号 586 番は、農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り地域の担い手農家へ再配分するものです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 続きますして、利用権設定、期間 10 年超、番号 587 番から 589 番までの 3 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 11 頁 587 番から 589 番までの 3 件で新規案件です。

久保埜 いずれも農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り地域の担い手農家へ再配分するものです。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 最後に所有権移転、番号 590 番から 596 番までの 7 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 12 頁、所有権移転、番号 590 番から 596 番まで 7 件です。

久保埜 内訳は、所有権を移転する土地、田 31 筆の合計 11,815.61 m²です。

590 番から 595 番は、所有権移転後、譲渡人が属する法人へ利用権設定するものです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、採決に入ります。

議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議案第 3 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

<議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議長

議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間5年以上10年以内2件、10年超2件、権利の移転なしです。

権利の設定、期間5年以上10年以内、番号50番と51番の2件を上程します。
事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、説明します。

14頁、権利の設定、期間5年以上10年以内、番号50番と51番の2件です。

この案件は、4月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地7筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、権利の設定、期間10年超、番号52番と53番の2件を上程します。
事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

15頁、権利の設定、期間10年超、番号52番と53番の2件です。

こちらの案件も、4月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地35筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

それでは、採決に入ります。

議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。
議案第4号について、同意することに決定します。

<議案第5号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」>

議 長

議案第5号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、整理番号1番の1件を上程します。
事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

議案第5号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、説明します。

16頁、整理番号1番の1件で、農用地の所有者から所有権の移転に係るあっせん申出があったものです。対象農地は田30筆の17,682㎡で、対象となる面積が大きく認定農業者との調整に時間を要し、農地中間管理機構を活用した方が有効であると判断したため買入協議を行うものです。

本案件において、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため当該農地利用集積円滑化団体等による買入れが特に必要であると認められれば、市長に対し、農地利用集積円滑化団体等が買入れの協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するよう要請を行います。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。
議案第5号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、整理番号1番の1件について原案のとおり意思決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。
議案第5号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、農用地の所有者から所有権の移転に係るあっせんの申し出のあった

整理番号1番の1件について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、原案のとおり意思決定することに決定します。

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

議長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号159番から172番までの14件を報告します。事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

17頁と18頁に記載のとおり、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、14件の届出書を受理しましたので報告します。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「他者へ売却予定」2件、「現耕作者へ売却予定」1件、「休耕」5件、「中間管理機構へ貸付」2件、「中間管理機構へ貸付予定」1件、「道路用地」2件、「取得により耕作予定」1件の計14件です。

このうち、備考欄に頁と番号が記入された案件は、前述の議案と関連しております。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第1号の14件を承認します。

<報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」>

議長

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号36番から46番までの11件を報告します。

事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

19頁、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号36番から46番までの11件の届出書を受理したので報告します。

転用目的は、「集合住宅」1件、「一般個人住宅」5件、「資材置場」1件、「敷地拡張」2件、「駐車場」1件、「宅地造成」1件の計11件です。

番号41番は、全体の転用面積が1,000㎡を超えるため、21頁に位置図を添付しましたので、併せてご覧ください。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、報告第2号の11件を承認します。

議長 　次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。

（中郷区駐在室分の議案）

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長 　議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内2件、3年超6年以内1件、6年超10年以内1件、10年超なしで合計4件、利用権移転、所有権移転なしです。それでは、上程します。

利用権設定、期間3年以内、番号7160番と7161番の2件について、事務局の説明を求めます。

(中郷区) 議長 　議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、説明します。

相葉 　2頁、利用権設定、期間3年以内、番号7160番と7161番の2件で、新規となります。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　続きまして、利用権設定、期間3年超6年以内、番号7162番の1件について、事務局の説明を求めます。

(中郷区) 相葉 　3頁、利用権設定、期間3年超6年以内、番号7162番の1件で、再設定となります。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 続きますして、利用権設定、期間6年超10年以内、番号7163番の1件について、事務局の説明を求めます。

(中郷区)
相葉 4頁、利用権設定、期間6年超10年以内、番号7163番の1件で、再設定となります。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問がないようですので、採決に入ります。議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

<議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議長 議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間5年以上10年以内なし、10年超1件、権利の移転なしです。それでは、上程します。

権利の設定、期間10年超、番号7113番の1件について、事務局の説明を求めます。

(中郷区)
相葉 議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、ご説明いたします。

6頁、権利の設定、期間10年超、番号7113番の1件で、新規となります。

この案件は、4月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用権設定により農地中間管理機構に貸し付けた農地2筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第2号「上越市農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認めます。

議案第2号について、同意することに決定します。

議長 　次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。

（板倉区駐在室分の議案）

<議案第1号「農地法第3条許可申請について」>

議長 　議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7504番の1件を上程します。

事務局の説明を求めます。

（板倉区）
上原 　1頁、議案第1号「農地法第3条許可申請について」番号7504番の1件について、説明します。

贈与により所有権移転となったものです。

当該農地に隣接する農地は譲受人の名義であり、現地は30アール区画の田1枚となっています。

この案件につきましては、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしていると判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議 長 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7504 番の 1 件を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 1 号の 1 件を許可することに決定します。

<議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議 長 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年以内 1 件、3 年超 6 年以内 1 件、6 年超 10 年以内 1 件、10 年超 1 件で合計 4 件、利用権移転なし、所有権移転 1 件です。それでは、上程します。

はじめに利用権設定、期間 3 年以内、番号 7684 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。

上 原 3 頁、利用権設定、期間 3 年以内、番号 7684 番の 1 件で新規です。

これまで別の農業者が借り受けて耕作していましたが、労力不足により中途解約して当該譲受人に貸付けるものです。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 続きまして、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 7685 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 4 頁、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 7685 番の 1 件で新規です。

上 原 農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分するものです。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 続きますして、利用権設定、期間6年超10年以内、番号7686番の1件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 5頁、利用権設定、期間6年超10年以内、番号7686番の1件で新規です。
上原 農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分する
ものです。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 続きますして、利用権設定、期間10年超、番号7687番の1件について、事務局の
説明を求めます。

(板倉区) 6頁、利用権設定、期間10年超、番号7687番の1件で新規です。
上原 農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分する
ものです。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 続きますして、所有権移転、番号7688番の1件について、事務局の説明を求めま
す。

(板倉区) 7頁、所有権移転、整理番号7688番の1件です。
上原 内訳は、買い手1人、売り手1人、所有権を移転する土地は田1筆2,577㎡で
す。

所有者の高齢による経営縮小のため、近隣で農地を取得し、経営を拡大している
譲受人へ売却するものです。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認めます。

議案第 2 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

＜議案第 3 号「農地利用配分計画案に係る意見について」＞

議長 　議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内 5 件、10 年超 2 件です。

権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、番号 7540 番から 7544 番の 5 件を上程します。事務局の説明を求めます。

(板倉区) 議長 　議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明します。

上原 　9 頁、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、番号 7540 番から 7544 番の 5 件で新規です。

この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地 12 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

- 議 長 権利の設定、期間 10 年超、番号 7545 番と 7546 番の 2 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。
- (板倉区)
上 原 10 頁、権利の設定、期間 10 年超、番号 7545 番と 7546 番の 2 件で、いずれも新規です。
こちらの案件も、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地 2 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。
以上です。
- 議 長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）
- 議 長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。
議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）
- 議 長 異議なしと認めます。
議案第 3 号について、同意することに決定します。
- 議 長 **<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」>**
報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7528 番と 7529 番の 2 件を報告します。
事務局の説明を求めます。
- (板倉区)
上 原 11 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」番号 7528 番と 7529 番の 2 件を受理しましたので報告します。
合意による解約であり、返還後の利用計画は「中間管理機構に貸付」です。
備考欄に頁と番号が記入された案件は、前述の議案と関連しております。
以上です。
- 議 長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、報告第1号の2件を承認します。

議長 次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。

(清里区駐在室分の議案)

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内なし、3年超6年以内1件、6年超10年以内1件、10年超2件で合計4件、利用権移転なし、所有権移転なしです。それでは、上程します。

はじめに利用権設定、期間3年超6年以内、番号8213番1件について、事務局の説明を求めます。

(清里区) 議長 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、説明します。

近藤 2頁の番号8213番の再設定1件です。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 続きまして、利用権設定、期間6年超10年以内、番号8214番の1件について、事務局の説明を求めます。

(清里区) 議長 3頁の番号8214番の再設定1件です。

近藤 この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 続きまして、利用権設定、期間10年超、整理番号8215番と8216番の2件について事務局の説明を求めます。

(清里区)
近 藤

4 頁、8215 番と 8216 番の 2 件ですべて新規です。
農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分する
ものです。
これらの案件につきましては、農業経営強化基盤法 18 条第 3 項の各要件を満たし
ているものと判断しました。
以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議 長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。
議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定する
ことに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認めます。
議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越
市農用地利用集積計画策定を市長に要請することを決定します。

議 長

<議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間 5 年
以上 10 年以内なし、10 年超 25 件、権利の移転 1 件です。
最初に権利の設定、期間 10 年超、番号 8132 番から 8156 番までの内、上原委員関
連の番号 8136 番を除く 24 件を上程します。
事務局の説明を求めます。

(清里区)
近 藤

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、説明します。
6 頁、権利の設定、期間 10 年超、整理番号 8132 番から 8156 番までの内、上原委
員関連の番号 8136 番を除く 24 件です。
これらの案件は、4 月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により
農地中間管理機構に貸し付けた農地 175 筆について、市長が機構に借受申出をして
いる農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会
に対して意見照会があったものです。
以上です

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　続きまして、上原委員関連の番号 8136 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。

議案に関連いたします上原委員は退席をお願いします。

(清里区) 　上原委員関連は 6 頁、番号 8136 番の 1 件です。

近藤 　この案件は、4 月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地 5 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、上原委員関連の番号 8136 番の 1 件を原案のとおり同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　それでは、上原委員の退席を解除します。

上原委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められたので、お知らせさせていただきます。

議長 　続きまして、権利の移転、番号 8157 番の 1 件について事務局の説明を求めます。議案に関連いたします上原委員は退席をお願いします。

(清里区) 　10 頁、整理番号 8157 番をご覧ください。

近藤 　これまで個人として借り受けていた農地を、代表を務める法人へ利用権移転するものです。

以上です

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、上原委員関連の番号 8157 番の 1 件を原案のとおり同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　それでは、上原委員の退席を解除します。
上原委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせしておきます。

議長 　それでは、採決に入ります。
議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認めます。
議案第 2 号について、同意することに決定します。

<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」>

議長 　報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8155 番の 1 件を報告します。
事務局の説明を求めます。

(清里区)
近藤 　11 頁に記載のとおり、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、1 件の届出書を受理しましたので報告します。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、農地中間管理機構への貸付です。

なお、備考欄に頁と番号が記入された案件は、前述の議案と関連しています。
以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 特に質問等がないようですので、報告第1号の1件を承認いたします。

議長 次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。

(名立区駐在室分の議案)

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内2件、3年超6年以内1件、6年超10年以内2件、10年超なしの合計5件、利用権移転なし、所有権移転なしです。それでは、上程します。

利用権設定、期間3年以内、番号9578番と9579番の2件について、事務局の説明を求めます。

(名立区) 議長 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。

山 邊 2頁、利用権設定、期間3年以内、番号9578番と9579番の2件で、再設定1件、新規1件です。

新規案件につきましては、譲渡人の労力不足により隣接地で耕作を行う譲受人が利用権を設定するものです。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 続きまして、利用権設定、期間3年超6年以内、番号9580番の1件について、事務局の説明を求めます。

(名立区) 議長 3頁、利用権設定、期間3年超6年以内、番号9580番の1件で、再設定です。

山 邊 これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 続きまして、利用権設定、期間6年超10年以内、番号9581番と9582番の2件について、事務局の説明を求めます。

(名立区)
山 邊

4 頁、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 9581 番と 9582 番の 2 件で、再設定 1 件、新規 1 件です。

新規の 1 件につきましては、これまでの借受人との契約満了に伴い、昨年休耕した農地に利用権設定するものです。譲渡人は離農し地元を離れ管理もできないことから、使用貸借により利用権設定を行うと伺っています。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

それでは、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することを決定します。

議 長

以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。

議 長

本日の農地部会を終了します。(午後 4 時 3 2 分)